

風致地区の手続について

風致地区における建築物及び工作物の新築等の現状変更行為の手続について御案内します。
手続の流れ

風致地区内の建築等の現状変更行為の計画

計画内容を事前に相談したい場合は、計画に関する資料をもって申し出てください。



許可申請書の提出(正本及び副本)



審査

許可通知書の交付 及び 許可申請書副本の返却



建築確認申請手続

建築確認の手続が必要な場合は、建築確認申請に先立ち、許可の手続を完了させてください。



工事着工 ⇒ 工事完了

許可を受けた申請の内容を変更しようとする場合は、変更許可の手続が必要です。



完了届の提出



完了検査

完了承認書の交付